

第6章 計画の推進

1. 計画の推進方法

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっていることから、子ども部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携・調整を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに庁内の関係部局と連携し、計画の進捗状況や施策の充実、見直しについて協議を行い、本計画の円滑な推進に努めます。

2. 市民、関係機関・団体との連携の推進

本計画に基づく事業・施策を計画的に推進するため、市民や関係機関などの意見・要望提案などの把握に努めます。

また、進行状況などの把握と点検・評価について、委員会等で検証するとともに、その結果をホームページなど多様な媒体を通じて広く市民に公表し進行管理の透明性を図ります。